

平成23年度介護保険料について

介護保険制度を社会全体で支えるために、40歳以上の方は介護保険の被保険者となり保険料を納めます。なお、介護保険料は年齢によって納め方が異なります。

■40～64歳の方（第2号被保険者）

加入している医療保険に上乗せして請求されます。医療保険ごとに保険料の金額や納入方法が異なります。

■65歳以上の方（第1号被保険者）

市町村ごとに定められた保険料を納めます。城里町では、次のとおり所得に応じた6段階の定額制になっています。

平成23年度介護保険料（平成23年度基準額39,600円）

段階 (保険料率)	対称になる方	年間保険料
第1段階 (基準額×0.5)	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	19,800円
第2段階 (基準額×0.5)	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	19,800円
第3段階 (基準額×0.75)	・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない方	29,700円
第4段階 (基準額×0.85)	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	33,660円
第4段階 (基準額×1.00)	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	39,600円
第5段階 (基準額×1.25)	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	49,500円
第6段階 (基準額×1.5)	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	59,400円

※基準額は、介護サービスにかかる費用や第1号被保険者の人数に応じて年度ごとに算定されます。

問合せ 保険課 ☎029 - 288 - 3111（内線372、373）

◆保険料の納め方

町から送付する納付書により役場会計課または各支所並びに指定する金融機関等で納付書により納めていただく「普通徴収」と、年金からの天引きによる「特別徴収」の方法があります。

※原則として年額18万円以上の年金を受給している方は「特別徴収」となります。ただし、介護保険料が年金額の2分の1以上の方は「普通徴収」となります。

◆介護保険料を滞納すると……

介護保険料納付の時効は2年です。特別な事情がなく、保険料を滞納している方は、地方税法に定める滞納処分のほかに、介護サービスを受ける際、滞納期間に応じて給付が制限されます。

※災害や扶養者の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合があります。

選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表します

平成22年度の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、次のとおり公表します。

なお、在外選挙人名簿抄本については、閲覧はありませんでした。

閲覧年月日	閲覧申出者の氏名 主たる事務所の所在地(法人の場合)	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
1 平成22年5月20日	朝日新聞水戸総局 早坂 敏文 水戸市大町1-2-38	政治・選挙に関する世論調査の対象者抽出	第5投票区 7件
2 平成22年8月11日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里2-40-10	平成22年度茨城県政世論調査の対象者抽出	第1・第2投票区 13件

問合せ 総務課 ☎029 - 288 - 3111（内線222）